

資料編

資料1 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 あきる野市の保健及び福祉を総合的に推進する施策の指針として、あきる野市地域保健福祉計画（以下「地域保健福祉計画」という。）を策定するに当たり、広く市民の意見を反映したものとするため、あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- （1）地域福祉に関すること。
- （2）健康づくりに関すること。
- （3）児童福祉に関すること。
- （4）障害者福祉に関すること。
- （5）高齢者福祉に関すること。
- （6）その他地域保健福祉計画の策定に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- （1）地域福祉関係団体の代表者
- （2）健康づくり関係団体の代表者
- （3）児童福祉関係団体の代表者
- （4）障害者福祉関係団体の代表者
- （5）高齢者福祉関係団体の代表者
- （6）市民の代表
- （7）関係行政機関の職員
- （8）市職員

2 前項第6号の委員については、公募により選考することができる。

（委嘱等）

第4条 委員は、市長が委嘱又は任命する。

（任期）

第5条 委員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了する。

(謝礼)

第6条 第3条第1項第1号から第6号までに規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第7条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第8条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部生活福祉課において処理する。

資料2 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

No.	氏名	所属等	備考
1	小机 敏昭	あきる野市医師会会長	委員長
2	大西 一基	あきる野市民生・児童委員協議会会長	副委員長
3	坂本 栄司	あきる野市社会福祉協議会会長	
4	伊東 満子	あきる野市健康づくり市民推進委員会会長	
5	私市 剛	あきる野市民間保育園園長会会長	
6	濱川 喜亘	あきる野市私立幼稚園協会会長	
7	中村 英晴	あきる野市障害者団体連絡協議会副会長	
8	小西 フミ子	あきる野市障害者団体連絡協議会運営委員	
9	加藤 達也	あきる野市指定居宅介護事業者連絡協議会会長	
10	浦野 太郎	あきる野市高齢者クラブ連合会会長	
11	三上 甚裕	市民の代表	
12	大塚 武則	市民の代表	
13	足立 マリ子	東京都西多摩保健所歯科保健担当副参事	
14	近藤 郡次	健康福祉部長	
15	多功 豊	子育て支援・児童担当参事	

資料3 あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム 設置要領

第1 目的及び設置

あきる野市の保健及び福祉を総合的に推進する施策の指針として、あきる野市地域保健福祉計画（以下「地域保健福祉計画」という。）を策定するに当たり、めざせ健康あきる野21、あきる野市次世代育成支援行動計画、あきる野市障害者福祉計画、あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等の各種計画との整合性を図るとともに、効率的かつ効果的な策定を推進するため、あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

第2 所掌事項

プロジェクトチームは、前掲の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査、検討等を行う。

- (1) 地域福祉に関すること。
- (2) 健康づくりに関すること。
- (3) 児童福祉に関すること。
- (4) 障害者福祉に関すること。
- (5) 高齢者福祉に関すること。
- (6) その他地域保健福祉計画の策定に関すること。

第3 組織

プロジェクトチームは、健康福祉部長、健康福祉部子育て支援・児童担当参事、同部生活福祉課課長及び同課庶務計画係長、同部障がい者支援課課長及び同課障がい者相談係長、同部高齢者支援課課長、同課介護保険担当主幹、同課高齢者支援係長及び同課介護保険係長、同部子育て支援課子育て支援係長、同部児童課課長、同課児童館担当主幹、同課保育係長及び同課児童館担当課長補佐並びに同部健康課課長及び同課健康づくり係長をもって組織する。

第4 任期

メンバーの任期は、地域保健福祉計画の策定が終了したときに満了する。

第5 役員等

プロジェクトチームに、次に掲げる役員を置く。

- (1) リーダー 健康福祉部長
 - (2) サブリーダー 子育て支援・児童担当参事
- 2 リーダーは、プロジェクトチームを総括し、代表する。
 - 3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

プロジェクトチームの会議は、必要の都度開催するものとし、リーダーが招集する。

- 2 会議の議長は、リーダーをもって充てる。
- 3 リーダーは、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め意見を聴くことができる。

第7 庶務

プロジェクトチームの庶務は、健康福祉部生活福祉課において処理する。

附 則

この要領は、平成21年6月18日から施行する。

資料4 計画の策定経過

平成21年 7月23日	<p>第1回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委嘱書及び任命書の交付 ○委員長及び副委員長の選出 <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あきる野市地域保健福祉計画策定にあたって ○計画策定にあたっての日程等について
9月30日	<p>第2回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会</p> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アンケート結果について ○既定計画の検証結果について
10月22日	<p>第3回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会</p> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○分野別施策体系及び施策について ○あきる野市次世代育成支援行動計画について
11月25日	<p>第4回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会</p> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あきる野市地域保健福祉計画（素案）について ○あきる野市次世代育成支援行動計画（素案）について
平成22年 1月13日	<p>第5回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会</p> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あきる野市地域保健福祉計画（案）について ○あきる野市次世代育成支援行動計画（案）について ○パブリックコメントの実施について
2月15日～ 3月1日	<p>パブリックコメント（意見募集）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あきる野市地域保健福祉計画（案） ○あきる野市次世代育成支援行動計画（案）
4月1日	<p>計画の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あきる野市地域保健福祉計画 ○あきる野市次世代育成支援行動計画

資料5 あきる野市次世代育成支援に関するニーズ調査

1 調査の目的

「あきる野市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定するにあたり、子育ての実態や今後必要とされる子育て支援についての意向を把握するため、就学前児童と小学生の保護者を対象に市民アンケートを行いました。

2 調査の時期及び方法

- (1) 配布 平成 21 年 2 月
- (2) 回収 平成 21 年 2 月～5 月
- (3) 方法 郵送配布、郵送回収

3 調査の種類及び対象

(1) 就学前児童アンケート調査

市内居住の0～5歳（平成 20 年 4 月 1 日現在の年齢）の児童の保護者（無作為抽出）

(2) 小学生児童アンケート調査

市内居住の小学 1～6 年生児童の保護者（無作為抽出）

4 アンケート件数等の状況

	就学前児童アンケート (0～5歳児)	小学校児童アンケート (6～11歳児)
A.児童人口	4,458	4,865
B.送付件数	834	693
C.抽出率	18.7%	14.2%
D.回収数	397	349
E.回収率(=B/D)	47.6%	50.4%

年齢基準日：平成 20 年 4 月 1 日

抽出日：平成 21 年 2 月 1 日

5 アンケートの調査結果

あきる野市次世代育成支援行動計画、第3章「第2節 アンケート調査の結果から」とおりのとおりです。

参考6 用語の説明

【あ行】

愛の手帳

「愛の手帳」とは、知的障がいの方に交付される手帳のことです。東京都愛の手帳交付要綱で定められている判定基準に該当する方に、障がいの程度によって1度から4度の区分で交付されます。この手帳を持つことで各種の手当や制度を活用することができます。

【か行】

核家族

「一組の夫婦とその子供達」のみから成る家族をいいます。具体的には、

- 1 夫婦のみの家族
- 2 夫婦と未婚の子供から成る家族
- 3 男親と未婚の子供から成る家族
- 4 女親と未婚の子供から成る家族

の4種類の家族を指します。

学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推理する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がいを指すものです。

学童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童（おおむね10歳未満）に対して、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供します。

寡婦

夫と死別し、再婚しないでいる女性の方をいいます。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

子育て・子育て

「子育て」とは、子ども自身が自らの力で心身ともに成長することをいいます。一方、「子育て」は親や地域社会などが子どもを育てることをいいます。

子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関する総合相談、子ども家庭在宅サービス等の提供、サービス調整、地域組織化等の事業を行う、地域における子どもと家庭に関する支援ネットワークの中核的な拠

点です。

【さ行】

児童育成会・学童クラブ

平成 21 年度から児童育成会の名称を学童クラブに変更しました。用語の説明は「学童クラブ」の項を参照ください。

児童クラブ

児童館、学童クラブがない戸倉小地区、小宮小地区に児童館活動類似の施策として、平成 14 年 10 月から実施している放課後対策事業です。実施にあたっては、それぞれの地区のコミュニティ会館内に拠点を置き、当該児童クラブの児童が在籍する小学校の校庭、体育館等を使用しています。

社会福祉協議会

地域福祉の推進を図る民間の公益的自立組織で、市区町村、都道府県・指定都市、全国を単位に設置されています。ボランティア活動の推進、住民福祉活動、福祉サービス事業の実施、相談・情報提供、関係機関の連絡・調整などに取り組んでいます。

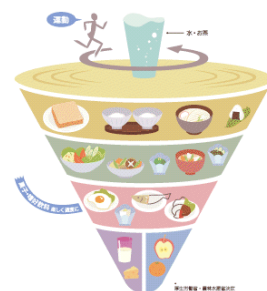
障害者自立支援法

障がい者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために成立しました。これによりサービス利用者のニーズや障がいの程度に応じてサービスが公平に提供されるようになりました。

食事バランスガイド

平成 17 年 6 月に、「食生活指針」を具体的な行動に移すためのものとして、厚生労働省と農林水産省が策定したものです。

望ましい食事のとり方やおよその量がわかりやすくイラストで示されています。



セミフラット型歩道

歩道の高さが車道よりやや高い（5cm 程度）歩道形式のことです。セミフラット型歩道では、すりつけ勾配（舗装面等において、高さの違う箇所を結んだ傾斜面の傾き）を少なく抑えています。セミフラット型に対し、車道と同じ高さの歩道形式をフラット型歩道といい、車道より高い（10cm～25cm）歩道形式をマウントアップ型歩道といいます。

スクールカウンセラー（スクールカウンセリング）

児童生徒の心理的な発達を援助する活動をする人のことをいいます。

【た行】

待機児童

保育に欠ける児童の保育所（認可保育所）入所申請をしているにもかかわらず、希望する保育所の施設定員を超過する等の理由で入所できない状態、またはその状態にある児童をいう。

地域福祉

地域社会を基盤とした福祉で、人々が手を携えて生活の拠点である地域に根ざして助けあい、生活者として、それぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるようにしていくことが求められています。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されたものです。責任主体は市町村です。

注意欠陥／多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

特別支援教育

これまでの心身障害教育で対象としてきた障がいに加え、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症の障がいのある児童・生徒等の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育のことをいいます。

【な行】

乳幼児健康診査

乳幼児の発育状況や栄養状態の観察、問診、診察を通して、疾病や障がいの早期発見を目的とした健康診査のことです。母子保健法においては、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などの乳幼児健康診査があります。

認証保育所

児童福祉法第35条第4項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都認証保育所事業実施要綱で定める要件を満たし、東京都が認証した施設をいいます。

【は行】

母親学級

各市区町村の保健所や母子健康センター、病産院で行われます。プログラムの内容は実施機関によって異なりますが、お産の流れを学んだり、妊娠体操や呼吸法の実技、栄養指導、新生児の沐浴指導などが行われます。最近では父親も一緒に参加して妊娠・出産・育児について学ぶ「父親学級」「両親学級」を開催するところも増えています。

バリアフリー

障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することを意味します。段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など、すべ

ての障壁の除去という意味でも用いられます。

バリアフリー新法

平成 18 年 12 月に施行された法律で、正式名称を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といいます。

これは、以下の平成 6 年に制定されたハートビル法と、平成 12 年に制定された交通バリアフリー法が一体化して制定されたものです。そのため、交通バリアフリー法で対象となっていた公共交通機関や道路などに加えて、建築物、路外駐車場、都市公園にも、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合が求められるなど、バリアフリー化が促進されることとなりました。

※ハートビル法：高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（建築物のバリアフリー化を進めるため、平成 6 年に制定）

※交通バリアフリー法：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（公共交通機関等のバリアフリー化を進めるため、平成 12 年に制定）

ハローワーク

公共職業安定所のことです。

厚生労働省の地方支分部局の一で、職業安定法に基づき、都道府県労働局長の指揮監督のもとに、職業紹介・職業指導・失業給付などに関する事務を無料で行う国の行政機関です。

ファミリー・サポート・センター

子育てに対する地域支援を推進するため、育児サービスの利用希望者とサービスの担い手の双方を会員として登録し、地域の人材を活用した相互援助活動が展開されるよう支援するセンターです。

ホームヘルパー

ホームヘルパーとは、老衰や心身の障がい等の理由により日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害者の家庭を訪ね、身体の介護や家事サービスを提供する人のことをいいます。

【ま行】

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され地域で福祉の相談助言活動に従事している方です。地域住民から社会福祉に関わる相談を受けるだけでなく、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会的問題に取り組んでいます。それぞれの地域で活動する民生委員は、民生委員法に基づいて委嘱されていると同時に児童福祉法における「児童委員」にあてられたものとされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方がされています。

【や行】

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされる障壁（バリア）に対処するとの考え方である

のに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいいます。一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられています。

【ら行】

ライフサイクル

人が生まれてから死に至るまでの過程のことです。

レクリエーション

仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすることです。また、その休養や娯楽のことをいいます。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」という意味で、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるという考え方です。

【B】

BCG

BCGは結核の重症化を防ぐためのワクチンで、毒性を弱くした、生きた牛型結核菌です。

【N】

NPO (Non Profit Organization)

様々な非営利活動を行う非政府・民間の組織で、通常、民間非営利組織と呼ばれています。NPOには多種多様なものがあり、具体的な事業を運営する事業型NPO、そうした活動に資金を提供する助成団体、国際援助・交流を行う市民団体などが含まれます。